入　札　説　明　書

1　入札及び開札

（1）入札

①　入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

②　入札書には、消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を加えない金額を記載すること。

③　入札は代理人により行わせることができます。
代理人が入札に参加する場合は入札日まで（入札当日でも可）に委任状を提出してください。
委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印してください。
（委任状を提出した場合、入札書へは法人代表者の登録印鑑届出印は押印する必要はありません）
入札書に代理人の私印がもれていた場合、その入札は無効となりますのでご注意願います。

④　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

⑤　電話、又は郵便による入札は認めません。

（2）入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

（3）開札

①　開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。

②　入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①　入札に参加する資格のない者のした入札

②　入札書が所定の日時までに到着しない入札

③　入札者、又はその代理人が同一事項について２通以上した入札、又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札

④　連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

⑤　入札書に入札金額のない入札、又は当該金額が不明瞭な入札

⑥　入札書に入札者の氏名及び押印のない入札

⑦　その他入札に関する条件に違反した入札

（5）再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

＊入札は3回まで行います。そのため、添付してある入札書を、2枚コピーし、入札日には合計3枚お持ちください。

（6）落札者の決定

① 落札者は、会の設定する予定価格以下で、かつ、最低金額をもって入札した者とします。

② 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された価格に100分の10の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した価格をもって落札価格とする。

（7）入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

（8）入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

（9）入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

2　入札の無効と落札決定の取消

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とします。また、落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

（1）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札

（3）日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札

（4）記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）

（5）入札書の表記金額を訂正した入札

（6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（7）明らかに談合によると認められる入札

（8）同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

（9）その他入札の条件に違反した入札

(10) 入札参加資格のない者および虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札、ならびに本書に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(11) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本市から指名停止の措

置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札